

平成 28 年分の贈与税の申告状況

国税庁より平成 28 年分の贈与税の申告状況について報道発表がありました。贈与税の申告書を提出した人員は 50 万 9 千人で、前年分から 5.4%減少しました。そのうち、申告納税額のあるものは 37 万 1 千人で前年分から 3.2%減少し、申告納税額は 2,252 億円で前年分から 6.2%減少しました。申告者数、納税者数、申告納税額すべて減少する結果となりました。

1. 暦年課税及び相続時精算課税の申告状況

申告書を提出した人員のうち、暦年課税を適用した申告人員は 46 万 4 千人（そのうち、特例税率（注）適用者は 23 万 1 千人）で、前年分から 5.0%減少しました。申告納税額は 1,927 億円で、前年分から 10.8%減少しました。

（注）特例税率とは、直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者（子・孫など）への贈与税の計算に使用する税率をいいます。

また、相続時精算課税を適用した申告人員は 4 万 5 千人で、前年分から 9.3%減少しましたが、申告納税額は 325 億円で前年分から 35.0%増加しました。

	平成27年分				平成28年分				平成28年分/平成27年分			
	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり	申告人員	納税人員	申告納税額	1人当たり
合計	千人	千人	億円	万円	千人	千人	億円	万円	%	%	%	%
合計	539	383	2402	63	509	371	2252	61	94.6	96.8	93.8	96.9
暦年課税	489	380	2,161	57	464	367	1,927	52	95.0	96.7	89.2	92.2
相続時精算課税	49	4	241	682	45	4	325	887	90.7	103.9	135.0	130.0

（注 1）両年分とも翌年 3 月末日までに提出された申告書の計数です。

（注 2）相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいます。

2. 相続税対策としての贈与の有効性

平成 28 年分の贈与税の申告状況は、平成 27 年分と比較すると減少傾向ではありますが、贈与者から推定相続人や孫への贈与は相続税対策として有効な方法です。

【平成 27 年における相続税・贈与税の税制改正のポイント】

税目	改正点	影響
相続税	基礎控除額の縮小	課税対象者の増加
相続税	税率構造の改正	相続財産 2 億円超の部分の税率上昇
贈与税	特例税率の新設	贈与財産 300 万円超 4,500 万円以下の部分の税率緩和

上記の改正により、相続税は実質増税となりましたが、特例税率の新設により、贈与税は一部軽減されることとなりました。

生前贈与（暦年課税）を行うことで、相続税の課税対象となる財産を減らし（ただし、相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前 3 年以内に贈与により取得した財産は相続財産に加算されることとなるため除く。）、相続税の負担を小さくすることが可能です。

早めに計画的な贈与による相続税対策を検討することが大切です。

【土地の贈与を検討されている場合はご注意ください！】

vol.587 の FP News で解説したとおり、平成 30 年 1 月 1 日以降に相続等により取得する土地について、広大地評価が廃止され、地積規模の大きな宅地評価が新設されます。これにより、広大地評価の適用が可能であった土地について、評価額が大きくなる可能性があります。したがって、平成 29 年中に改正前の広大地評価を適用し、次世代に贈与したほうが有利になる場合もあります。

（担当：江口 明奈）